

国の自治体に対する不作為の違法確認訴訟制度のあり方 — 沖縄県辺野古埋立承認取消の是正指示に対する同訴訟判決を通して —

三 野 靖

沖縄県知事がした沖縄県名護市辺野古沿岸地域の公有水面埋立法の埋立承認の取消しに対する国土交通大臣からの是正の指示に従わなかったことについての不作為の違法確認訴訟の判決⁽¹⁾について、同訴訟の要件及び仕組みの観点から検討する。不作為の違法確認訴訟の制度は、2012年の地方自治法改正で新設されたが、同判決が初めての事案であり、同判決を通して制度のあり方を考える。

1. 不作為の違法確認訴訟制度の仕組み

不作為の違法確認訴訟制度は、大臣の「是正の要求」の指示を受けた知事の「是正の要求」（自治245条の5）に長が従わなかった事例⁽²⁾があり、いずれも関与を受けた側が紛争処理の手続もとらなかったため、総務省の「国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会」で検討され、「国・地方間の係争処理のあり方について（報告）」（2009年12月7日）（以下、「研究会報告」という。）が取りまとめられた⁽³⁾。その後、地方行財政検

(1) 福岡高那覇支判平成28年9月16日判時2317号42頁（以下、「福岡高裁判決」という。）、最判平成28年12月20日判タ1434号28頁（以下、「最高裁判決」という。）。

(2) 住民基本台帳ネットワークに接続しない国立市及び福島県矢祭町に対する総務大臣の知事への「是正の要求」の指示（東京都2009年2月13日、福島県2009年8月11日）、知事の長への「是正の要求」（国立市2009年2月16日、矢祭町2009年8月12日）。

(3) 地方自治746号（2010.1）63頁、上俣屋尚「『国・地方間の係争処理のあり方について（報告）』」（平成21年12月7日 国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会）の解説（1）」同747号（2010.2）27頁、同「（2）」同748号（2010.3）22頁、同「（3・完）」同749号（2010.4）18頁。

討会議でも議論され、「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」（2011年1月26日）のなかに「国等による地方公共団体の不作為の違法確認訴訟制度の創設」が盛り込まれた⁽⁴⁾。そして、2012年8月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成24年法律72号）が成立し⁽⁵⁾、「普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起」（251条の7）が規定された。

（普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起）

第二百五十一条の七

第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内には是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。）に係る普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第二百五十条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は

(4) 小西圭一「国等による地方公共団体の不作為の違法確認訴訟制度の創設について——『地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）』（平成23年1月26日）を踏まえて」地方自治763号（2011.6）23頁。

(5) 植田昌也「地方自治法の一部を改正する法律について」地方自治779号（2012.10）27頁。

勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

- 2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。
 - 一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間
 - 二 前項第二号イの場合は、第二百五十一条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間
 - 三 前項第二号ロの場合は、第二百五十一条の五第二項第三号に掲げる期間
- 3 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。
- 4 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

今回の事案においては、知事による埋立承認取消（2015年10月13日）、国土交通大臣による代執行訴訟（2015年11月17日）、和解（2016年3月4日）、国土交通大臣による是正の指示⁽⁶⁾（2016年3月16日）、知事による国地方係争処理委員会への審査申出（2016年3月23日⁽⁷⁾、審査申出期間2016年4月15日）、国地方係争処理委員会の決定（2016年6

(6) 取消しの期限は、「本書面到着の日の翌日から起算して1週間以内」とされている（「公有水面埋立法に基づく埋立承認の取消処分の取消しについて（指示）」（国水政第102号、平成28年3月16日））。

(7) 和解条項3では、「原告は被告に対し、本件の埋立承認取消に対する地方自治法245条の7所定の是正の指示をし、被告は、これに不服があれば指示があった日から1週間以内に同法250条の13第1項所定の国地方係争処理委員会への審査申出を行う。」とされている。

月20日)・通知(2016年6月21日)、知事による国の関与に対する取消訴訟の提起期間の経過(2016年7月21日、取消訴訟提起期間2016年7月20日)、国土交通大臣による不作為の違法確認訴訟の提起(2016年7月22日)という経緯をたどっている。そうすると、251条の7第1項2号イに該当し、不作為の違法確認訴訟は、国の関与に対する取消訴訟の提起期間(国地方係争処理委員会の審査結果通知日から30日以内(251条の5第2項1号))が経過するまでは提起できない(251条の7第2項2号)。国の関与に対する取消訴訟の提起期間に関する規定のうち、国地方係争処理委員会に審査の申出をして審査結果が出た場合の規定は、次のとおりである。

(国の関与に関する訴えの提起) (関係規定のみ抜粋)

第二百五十一条の五

第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁(国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。

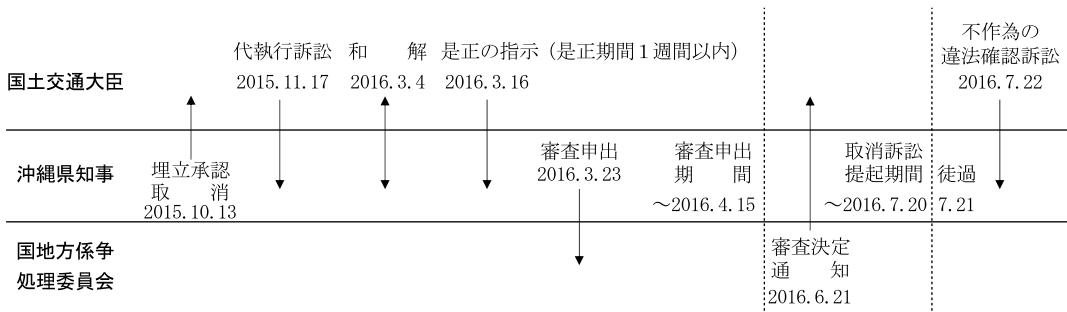
一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

ここで、問題になるのが、251条の7第1項の不作為の定義(是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないこと)における「相当の期間」、つまり不作為の認定における「相当の期間」の捉え方である。以上を時系列で整理すると図1のようになる。この「相当の期間」について、福岡高裁判決と最高裁判決では、その捉え方が異なっており、以下、それぞれ整理する。

図1 事案の経緯



2. 福岡高裁判決における「相当の期間」の捉え方

福岡高裁判決は、不作為の認定における「相当の期間」について、次のように判示している。

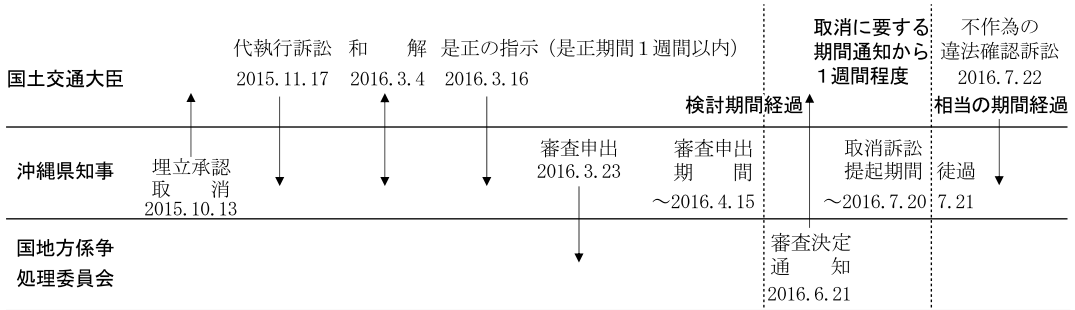
「その起算日は是正の指示が被告に到達した日であり、それに係る措置を講じるのに必要な期間には是正の指示の適法性を検討するのに要する期間も含まれると解されるが、その期間が具体的にどの程度になるかは従前の経過を踏まえて決されるべきであり、本件指示の違法性は、平成27年11月17日に提訴され、5回の口頭弁論期日を経て、平成28年2月29日に弁論集結し、同年3月4日に和解で終了した従前の代執行訴訟と主たる争点が共通することになること（当裁判所に顕著な事実）に鑑みると、遅くとも本件委員会決定が通知された時点では是正の指示の適法性を検討するのに要する期間は経過したというべきであり、その後に本件取消処分を取り消す措置を行うに要する期間は長くとも1週間程度と認められるから、本件訴えが提起された時点では相当の期間を経過していることは明らかであり、本件指示に係る措置を講じない被告の不作為は違法となっている。」

ポイントは、①是正の指示に係る措置を講じるのに必要な期間には、是正の指示の適法性を検討するのに要する期間も含まれる点、②具体的な期間は、従前の経過を踏まえて決められるべき点である。時系列で整理すると、①国地方係争処理委員会の決定通知時点（2016年6月21日）で是正の指示の適法性を検討するのに要する期間は経過した、②その後に取り消処分を取り消す措置を行うに要する期間は長くとも1週間程度、③不作為の違法確認訴訟が提起された時点では相当の期間を経過している、としている。

これに国土交通大臣の是正の指示に対する知事の取消訴訟の提起期間（2016年7月20

日)、提起期間経過後の国土交通大臣の知事に対する不作為の違法確認訴訟の提起(2016年7月22日)を併せて、時系列で整理すると図2のようになる。

図2 福岡高裁判決



3. 最高裁判決における「相当の期間」の捉え方

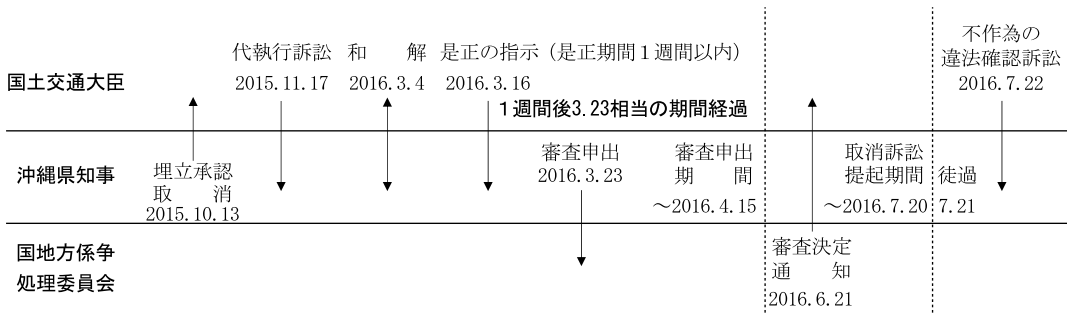
最高裁判決は、不作為の認定における「相当の期間」について、次のように判示している。

「本件指示の対象とされた法定受託事務の処理は、上告人が本件埋立承認を職権で取り消したことであり、また、本件指示に係る措置の内容は本件埋立承認取消しを取り消すという上告人の意思表示を求めるものである。これに加え、被上告人が平成27年11月に提起した前件訴訟においても本件埋立承認取消しの適否が問題とされていたことなど本件の事実経過を勘案すると、本件指示がされた日の1週間後である同28年3月23日の経過により、同項にいう相当の期間が経過したものと認められる。また、本件において、上記の期間が経過したにもかかわらず上告人が本件指示に係る措置を講じないことが許容される根拠は見だし難いから、上告人が本件埋立承認取消しを取り消さないことは違法であるといわざるを得ない。したがって、上告人が本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消さないことは、地方自治法251条の7第1項にいう不作為の違法に当たる。なお、所論は、上告人が本件委員会決定を受けて被上告人に協議の申入れをしたことなどを指摘して、上告人に地方自治法251条の7第1項にいう不作為の違法はない旨をいう。しかしながら、上告人は、本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消していないのであるから、上告人に同項にいう不作為の違法があることは明らかであり、上告人が本件委

員会決定を受けて被上告人に協議の申入れをしたことは、上記の結論を左右しない。」

ポイントは、①事実経過を勘案する点、②是正の指示の日の1週間後（2016年3月23日）に相当の期間が経過したと、極めてシンプルに判断している点である。また、沖縄県知事が国地方係争処理委員会の決定を受けて、国に協議の申入れ（2016年6月24日）をしたことは、不作為の違法の有無とは関係ないとする。これを時系列で整理すると図3のようになる。

図3 最高裁判決



4. 「相当の期間」とは

地方自治法上、不作為の定義における「相当の期間」は、国の関与に関する審査の申出（250条の13）のうち国の不作為に対する国地方係争処理委員会への審査申出の規定（2項）のなかでも使用されており、国の不作為を「国の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの国の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないこと」と規定している。解説では、「相当の期間」と「標準処理期間」（250条の3）との関係については、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上の「相当の期間」（行審3条、行訴3条5項）と行政手続法上の「標準処理期間」（6条）との関係に準じて考えることができ、一般的には、標準処理期間は、あくまでも申請の処理に要する期間の「目安」に過ぎないものであり、申請者が当該標準処理期間内に申請に対する行政庁からの何らかの応答（処分）を受け得ることを保障するものではなく、申請に対する処分が標準処理期間を経過してもなされないからといって、そのことのみで直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法3条5項にいう「不作為の違法」に当

たことはないとする。ただし、「標準処理期間」も判断の際の有力な参考のひとつにはなるとする⁽⁸⁾。

一方、国からの不作為の違法確認訴訟の規定（251条の7）の解説には、「相当の期間」自体の解説はない。ここで、いくつか検討を要する点がある。一つ目は、上記の国民・住民からの申請に対する行政庁の不作為と同様に考えてよいかという点である。二つ目は、審査申出期間徒過（251条の7第2項1号）、訴訟提起期間徒過（2号）及び未審査・勧告に係る訴訟提起期間徒過（3号）（以下、「期間徒過」という。）との関係である。

一つ目の点は、国からの不作為の違法確認訴訟制度の意味合いを考慮する必要がある。研究会報告は、問題解決の基本的方向として、「ここで対象とする問題は、実態としては法の解釈・適用の問題にとどまらない面を含んでいる。第1に、国と地方公共団体との間に生じるこのような齟齬を司法の場において解決していくとしても、国と地方公共団体との間で訴訟が多発することは決して好ましいことではない。第2に、地方公共団体の長、議会の議員は住民から直接選挙されていることからすれば、長や議会の判断は、地方自治の観点から最大限尊重されなければならない。よって、問題を司法手続の整備によって解決し、国と地方公共団体との間における係争手続を改革していくこととした場合においても、公正・透明な他の手段による意思の調整を最後まで模索することが不可欠である。司法手続は、そのような方法では解決できない、極めて例外的な場合にのみ用いられるべきであり、その運用においては、地方自治を尊重する観点に十分な配慮がなされるべきであることは言うを待たない。」とする。住民の代表である長に対する国の関与への不対応であること、極めて例外的な訴訟制度であることを考慮するならば、申請に対する不作為と同様の不作為の認定、「相当の期間」と位置付けるには無理がある⁽⁹⁾。

二つ目の点は、期間徒過の位置付けと不作為の定義における「相当の期間」の関係をどう捉えるかである。解説では、国の訴えの提起は、地方公共団体の長等の執行機関が、国地方係争処理委員会への審査申出、関与の取消訴訟をしないとき、「いずれの場合においても、かつ、地方公共団体の執行機関が当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置

(8) 松本英昭『新版逐条地方自治法（第8次改訂版）』（学陽書房、2015年）1170頁。

(9) 衣悲瑞穂「判批」ジュリ1506号（2017.5）92頁は、251条の7第1項にいう「相当の期間」の意義については、これまでほとんど議論されていないとしたうえで、行政事件訴訟法の不作為の違法確認の訴えにおける「相当の期間」の解釈が参考になるとし、本判決は、「相当の期間」の意義に一般論を示していないものの、行政事件訴訟法の「相当の期間」における考慮要素と類似した要素を考慮しているとみることも可能であろうとする（判自418号（2017.4）15頁も同文）。

を講じないときに」するものであると説明している⁽¹⁰⁾。また、不作為の判断の要点等として、①大臣の是正の指示がその要件である「法令の規定に違反していると認めるとき」等の要件を満たしているか、②地方公共団体の行政庁が是正の指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、講じていないことの認定、③期間徒過であることが示され、そのうち「期間徒過ということは、本条における不作為の違法の重要な要素とされている」とする⁽¹¹⁾。そして、251条の7の不作為の違法ということは、是正の指示をした大臣とそれを受けた地方公共団体の間に、法令の解釈等に齟齬が生じており、その齟齬を解消する手段として、「地方公共団体の行政庁には係争処理制度の活用やその後の訴えの提起の途が開かれているにもかかわらず、それぞれ相応の一定の期間を経過してもそうした対応をせず、かつ、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、それぞれ相応の期間を経過しても、なお是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じていないという一連のことが故意又は看過し難い瑕疵のあるものとして不作為の違法があると評価されるものと解する。」と説明されている⁽¹²⁾。

上記の解説から、①不作為の判断の要点及び要素として、期間徒過が含まれていること、②係争処理制度や関与の取消訴訟をその期間内にせず、かつ「相当の期間」内に措置を講じないこと、③それぞれの期間（審査申出等の期間、措置をすべき相当の期間）を経過して、なお措置を講じていないという「一連のこと」が不作為の違法と認定されることになる⁽¹³⁾。一方、不作為の認定における「相当の期間」と期間徒過とは別であるとの考え方もあるであろう⁽¹⁴⁾。

(10) 松本前掲書1221頁。

(11) 同1222～1223頁。

(12) 同1223頁。

(13) 沖縄県の釈明書（2）（平成28年8月10日）10頁も、期間徒過は、不作為の違法の重要な要素と解されており、条文上、法定された期間徒過が認められなければ不作為の違法は認定しえないとする。

(14) 「辺野古訴訟と行政法上の論点（2）第2ステージ——第2次辺野古訴訟～福岡高裁判決～最高裁判決」法セ751号（2017.8）後掲人見剛発言参照。同40頁白藤博行発言は、人見発言を受けて、国地方係争処理委員会に行っている間も、国は本来不作為の違法確認訴訟ができるけど、立法上、手当てをしているからできないとする。

5. 検 討

今回の事案は、代執行訴訟、和解、国地方係争処理委員会の決定等をはじめとする一連の経緯があるため、そのことを踏まえて不作為の認定がなされるべきであろう。最高裁判決は、是正の指示の日の1週間後（2016年3月23日）に相当の期間が経過したとするが、国土交通大臣の是正の指示の「取消しの期限」が「本書面到着の日の翌日から起算して1週間以内」とされており、その取消期限の1週間若しくは和解条項の1週間に引きずられたか又は混同したのではないかと疑われる⁽¹⁵⁾。今回の事案は、国地方係争処理委員会への審査申出期間（2016年4月15日、和解条項では1週間）内に審査申出もしており、審査申出期間よりも前に（結果として取消期限と最高裁判決のいう相当の期間が一致している。）「相当の期間」が経過しているとするのは、ミスリードではないであろうか。また、不作為の認定における「相当の期間」と期間徒過とは別であるとしても⁽¹⁶⁾、「相当の期間」の範囲をどう考えるかという問題は残る⁽¹⁷⁾。少なくとも、沖縄県知事が埋立承認手続の法的な瑕疵を検討するのに5か月以上（2015年2月6日～7月16日）要し、承認取消（2015年10月13日）まで3か月近く要していること、国地方係争処理委員会が真摯に協議をすることを求めた決定をしたことに鑑みると、取消期限と一致するしかも1週間は短すぎるといえるのではないだろうか。

対して福岡高裁判決は、①国地方係争処理委員会の決定通知時点（2016年6月21日）で是正の指示の適法性を検討するのに要する期間は経過した、②その後に取り消す措置を行うに要する期間は長くとも1週間程度、③不作為の違法確認訴訟が提起された時点では相当の期間を経過している、としている。国地方係争処理委員会への審査申出か

(15) 取消期限が「本書面到達の日の翌日から起算して1週間以内」としているのに対して、最高裁判決は「指示がされた日の1週間後である同28年3月23日の経過により」としており、厳密性に欠ける。前掲法セ751号39頁本多滝夫発言は、最高裁判決は、単純に国土交通大臣が7日以内の是正を指示したのだから、その7日を経過した時点で相当の期間が経過したかのような判断をしているとする。

(16) 前掲法セ751号39頁人見剛発言は、時間のかかる事務ではなく、単に「取消しを取り消します」と表示するだけのこと、前件訴訟において争ってきたことで、十分に判断する時間はあったから、指示があつてから1週間で十分であるということであるとする。同40頁同発言でも、最高裁が言っているのは251条の7第1項の不作為の定義のなかの「相当の期間」で指示された措置を講ぜず、相当の期間が経ったから不作為であり、係争処理提起等の期間のことではないとする。

(17) 前掲法セ751号41頁本多発言は、相当の期間をどのようにして判断するかについて一般理論が立てられていないことは問題であるとする。

ら決定までの期間を是正の指示の適法性を検討するのに要する期間として位置付けており、少なくともそれまでの期間は「相当の期間」の範囲内であり、不作為状態ではないと捉えている。ただ、国地方係争処理委員会の決定時点で直ちに「相当の期間」が経過したとは捉えておらず、その後1週間程度は取り消すための期間として認めている。しかも、その期間の経過をもって「相当の期間」が経過したとは言明せず、不作為の違法確認訴訟が提起された時点では「相当の期間」が経過したとする。つまり、不作為の違法確認訴訟は取消訴訟提起期間（2016年7月20日）徒過後でなければ提起できないため、それをもって「相当の期間」が経過し、不作為状態であると考えているとみることもできる。福岡高裁判決は、批判の強いところであるが、不作為の認定における「相当の期間」の捉え方についていえば、最高裁判決よりも柔軟に捉えているといえる⁽¹⁸⁾。

以上、福岡高裁判決と最高裁判決における不作為の認定における「相当の期間」の捉え方についてみてきたが、一般論としても、①申請に対する不作為と同様の不作為の認定、「相当の期間」と位置付けることには無理がある、②期間徒過が不作為の判断の要点及び要素として位置付けられており、期間徒過前に「相当の期間」が経過したと捉えるべきではない、と考える。特に、②については、国地方係争処理委員会への審査申出期間は、是正の指示が正しいのかどうかを判断する期間、いわば猶予期間でもあり、正しいと判断すれば審査の申出をせずに従うわけであり、少なくともそれより前に「相当の期間」が経過したと捉えるべきではない。今回の事案のように政治的に国の自治体に対する不作為の違法確認訴訟が使われ⁽¹⁹⁾、その制度の趣旨を地方自治及び地方分権の観点から考えない裁判をみるにつれ⁽²⁰⁾、2012年の地方自治法の改正は間違っていたと評価するべきなのか、

(18) 前掲法セ751号39頁本多発言は、福岡高裁判決は、指示に従うには一定の期間が必要だから、その期間を経過したかどうかは、個々の事情を踏まえて判断するというニュアンスが窺えるとする。

(19) 杉原文史「判批」新・判例解説Watch行政法No. 175（2017.3）4頁は、最高裁判決は福岡高裁判決のダイジェストにすぎず、こうした形式的な解釈運用が続くと、その訴訟が、国地方係争処理委員会による係争処理前置の欠如も相まって、大臣にとって使い勝手の良い道具に成り下がるとする。

(20) 角松生史「法的紛争解決手続の交錯と限界——辺野古埋立承認取消処分をめぐる国・自治体間争訟」法時89巻6号（2017.6）67頁は、福岡高裁判決・最高裁判決は割り切った解釈を示し、それを通常の紛争解決手段として位置付けていこうという姿勢が見て取れるとして、かなり例外的な事態を契機として創設された制度をノーマルなものとして位置付けることについて議論があるとする。前掲法セ751号40頁人見発言は、国地方係争処理委員会が、協議を続けると言ったのに、不作為の違法確認訴訟を提起するのは、国地方係争処理制度の趣旨を無視するもので、関与の最小限の原則や地方自治の保障の観点から不適切であると最高裁判決は言ってほしかったとする。

検証が必要であろう。少なくとも今回の最高裁判決の不作为の認定における「相当の期間」の捉え方については、先例とすべきではない。

(みの やすし 香川大学法学部教授)

キーワード：不作为の違法確認訴訟／相当の期間／期間徒過